

警報発令時における登下校および休業について

平成30年9月改訂版
揖斐川町教育委員会

	状 況	対 応
警報発令	① 登校前に警報が発令されている場合	・ 自宅で待機する。
	② 家を出た後に警報が発令された場合 (又は警報発令を知った場合)	・ 自宅に近い場合は引き返し、学校に近い場合は学校に避難する。
	③ 学校到着後に警報が発令された場合	・ 学校で待機し、状況に応じて適切な処置をとる。
警報解除	① 午前6時00分までに警報が解除された場合	・ 普通どおり授業を行う。
	② 午前6時00分を過ぎてから午前9時までの間に警報が解除された場合	・ 解除後に登校し授業を行う。(給食有) <小・中：90分後>
	③ 午前9時から午前11時までの間に警報が解除された場合	・ 自宅で昼食を済ませて登校し、その日の第1、2時間目の授業を行う。 <授業開始は午後1時30分～>
	④ 午前11時を過ぎてから警報が解除された場合	・ 臨時休業とする。
周知までの流れ	5：45 校長は学校施設、通学路、気象の状況等をもとに授業の実施について検討し、中学校区の校長と協議する。中学校の校長は6時までに校区の決定を教育振興課に報告する。 6：00 教育振興課長は教育長に町立学校の授業実施について報告する。 6：10 各学校はすぐメールで、自宅待機、臨時休業、授業開始等の連絡をする。 教育振興課長は、養基組合、子育て支援課長と協議し、音声告知放送のアナウンス原稿を作成する。 6：30 町の音声告知放送を行う。	
その他	① 警報が発令されていなくても、警報発令が予想される場合には、気象状況(台風の中心位置、規模、進行速度、方向等)を総合的に判断し、臨時休業や授業の打ち切りを決定することがある。その場合、「すぐメール」、音声告知放送で連絡する。 ② 児童生徒が登校後に警報が発令された場合、気象状況・道路や河川の状況等を判断して安全に帰宅させると認められた際には、当日の授業を速やかに中止して下校させることもある。その場合、小・中学校ともに、大人が引率して集団等で下校させる。 ③ 児童生徒が安全に帰宅できないと判断される場合は、無理に下校させないで学校で待機させる。場合によっては、学校での保護者等への引き渡し下校とする。 ④ 運用についての必要な事項は校長に委任する。但し、揖斐川町教育委員会と十分連携する。 ⑤ 勤務時間外において暴風雨等で学校施設に被害が予測される場合は、教職員が学校施設内で待機する。	

※ 警報解除後の対応について、春日小学校は別途定める。

※ 警報とは、暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・洪水警報を併せていう。但し、大雪の警報への対応については、各学校・地域によって具体的な対応を行うこととする。